

就労支援施策と再犯防止



広島保護観察所

所長 小林 淳 雄

広島県協力雇用主会連絡協議会、特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構の皆様、そして協力雇用主の皆様におかれましては、平素から刑務所出所者等の就労・職場定着支援に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

不安定な就労が再犯の背景要因となっていることに鑑み、これまで保護観察所においては、刑務所出所者等総合的就労支援対策や身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入・充実等に取り組み、平成29年12月には再犯防止推進法に基づき策定された国としての基本計画である再犯防止推進計画の下で、就労やその継続の前提となるコミュニケーション能力等のかん養、職場定着に向けた取組の強化等に努め、就労の確保と定着に向けた取組は、一定の成果を上げてきました。

しかし、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があり、こうした諸課題に対応するため、適切な職業マッチングのための多業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、対人関係スキルの習得等を更に充実させる必要があり、昨年3月にはそれらを盛り込んだ形で再犯防止推進計画が改訂されました。

一方、昨年12月1日には、更生保護法等の一部改正も施行され、再犯防止の観点から刑執行終了者等に対する、切れ目のない、息の長い支援を提供するための諸規定の整備も図られ、刑事手続の入口段階から刑の執行を終えた後の自立に至るまでの一連の処遇や支援が保護観察所の業務として明記され、期間満了等をもって地域社会や地域の関係機関・団体等に委ねてきた人たちへの支援や援助についても、地域援助等の名の下に更生保護が息長く関わる姿勢が打ち出されています。

再犯防止推進計画や更生保護法等の改訂・改正の趣旨を踏まえながら、就労支援施策の一層の充実にも努め、再犯のない安全・安心な広島県の創造のため引き続き邁進してまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

就労支援の状況〔令和5年度〕

更生保護就労支援事業

平成27年度より法務省より受託している事業です。刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であり、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上っています。刑務所出所者等の再犯防止と円滑な社会復帰を実現するためには、就労支援が極めて重要であり、関係機関等と協力してきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業展開を継続しています。

令和2年度から、「就職活動」に加え「職場定着」事業が始まり、支援対象者がより長く職場に定着できるよう活動しています。令和5年度は、1月現在、就職活動71名、職場定着35名の支援活動を行い、64社の協力雇用主のもとでの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに36社の事業主に登録いただいております。

刑事司法手続終了者に対する支援事業

平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携した「非行少年等就労支援事業」を実施し、令和元年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、「非行少年等立ち直り支援事業」を実施してきました。令和3年度からは、「刑事司法手続終了者に対して就労支援」を実施しています。対象者の枠を、少年のみならず、刑事司法手続の終了により支援を受けることのできない人（保護観察が終了した人）、もしくは起訴猶予等の人達にまで拡張し、就労意欲を有し支援を必要とする全ての対象者の就労をサポートします。

令和5年度は、1月現在、依頼された対象者は21名で、そのうち7名が協力雇用主のもとでの就労に結びつき、1名が自己開拓での就労を継続しています。

広島弁護士会との就労支援協定

平成30年度に締結した広島弁護士会との協定に基づいた就労支援活動です。広島弁護士会に所属する弁護士が担当し、就労を希望する人が当機構の支援制度を利用することにより、刑が確定する前から支援を開始し就労することによって、地域社会の中での更生を目指すことを目的としています。令和5年度は、1名の者に対して就労支援を行いました。出所されたら再度就労支援をする予定です。



講演していただいた方…広島保護観察所 小林淳雄所長・広島県土木建築局住宅課住宅企画グループ 園田真由主任

就労体験セミナー事業・給与支払助成事業

当機構では、就労に長く結びつくために、独自の2つの事業を実施しています。

「就労体験セミナー」を受講する対象者は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。対象者は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主側では対象者の仕事に対する適性などを見ることができるシステムです。今年度は、県事業の対象者も含め、令和5年1月現在で5名に対して実施しており、3名がセミナー体験後の雇用につながっています。

「給与支払助成」は、協力雇用主が奨励金制度外の対象者を雇用した際に、一定の金額を助成する制度です。今年度は、県の対象者を継続雇用している事業者に対し、7名分助成することができています。

令和5年度就労支援研修会の開催

令和5年11月15日、広島法務総合庁舎にて、広島県保護司会連合会、広島県協力雇用主会連絡協議会、広島保護観察所、広島県就労支援事業者機構の共催で、『更生保護法等の改正と就労支援』『就労支援対象者の住居の確保』をテーマに行われました。

県下23地区の保護司会会長、協力雇用主会の設立されている13地区の会長、当機構の就労支援員、広島保護観察所、広島地方検察庁刑事政策総合支援室、広島県県民活動課の総勢44名にご参加いただき、講演を行いました。講演後は活発な意見や質疑応答が寄せられ、法の改正及び住居の確保といった更生保護の課題を新しい側面から見る事ができたように思います。

ご多忙の中にも関わらずご参列いただいた皆様、ありがとうございました。



協力雇用主さんと雇われた人の

往復書簡

「感謝」

〇さん



最初に、社長や会社の皆さんに本当に感謝しています。

ありがとうございます。

刑務所から出て心配だったのは、仕事や生活、周りの変化に対応できるかでした。

受刑者の殆どの人は仕事が決まっていない状況で出所していきませんが、刑務所側が就労支援を勧めてくる事はあまりなかったように思います。無職だと再犯率が上がるのを知っていながら積極的ではないと感じました。

僕は、自ら求人誌を見て応募し雇用してもらいました。

刑務所から出てきた日から生活に必要な物を揃えてもらっていて、何不自由なく生活できています。

仕事に関しても、約半年になりますが、好きなトラックに乗せてもらい、みなさんのサポートのおかげで充実しています。

普通の生活がこんなにも幸せなんだと改めて感じています。

これからも、社長やサポートしてくれる皆さんに感謝し、しっかり更生して仕事を続けて行きたいと思います。

「更生への道しるべ」

協力雇用主Tさん



この度、島根社会復帰促進センターを出た彼を雇用しました。

当社は5年前から協力雇用主として雇用をしておりますが、最初の頃は社員も難色を示していました。けれども、誰かがチャンスを与えないといけない。

実際、仮釈放で出所される方の就職率は1割程度です。その1割をどう生かすかは、会社及び社員の協力なしでは成しえない。彼については、社員の皆にも罪名を伝え、周りの協力を得ています。

当初は不安ごとが多く夜も寝られないのではと心配していましたが、今は仕事に積極的であり、周りから信頼してもらうことでさらに自信がついてきていると思います。

当社には、現在、彼と同じ境遇の従業員が4人働いています。そんな中、彼も反省し、更生の道をしっかり歩んでいると感じています。

最近では皆と同じようにコミュニケーションを取りながら仕事に従事しています。実家とも連絡を取り合って良好な関係を保ち、この前は実家からレタスを送ってもらって、社員皆で頂きました。私も、彼の仮出所の満期が来れば、一度彼の両親に会いたいと思っています。

私は、就労支援は絶対にやめない。一人でも更生の道しるべとして雇用をし続けます。

最後に、彼らの大半はお金を持たず出所してきます。再犯を止める為にも、少しでもいいから準備金を支給してあげてください。私たちも限界があります。

更生のゴールは、当たり前前の事が当たり前になる事なのです。

～居住支援法人としての「風の家」の一日～

2009年5月、1DKのマンションの1室を居場所とし、対象者数名を集め、再犯防止に少しでも役立てばと相談事業を開始しました。

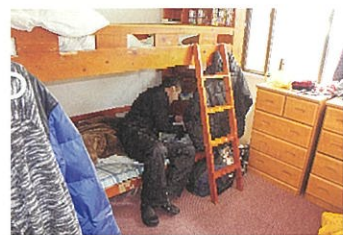
2010年12月、特定非営利活動法人風の家の認証を受け、次第に入居者数が増え、4階建てのビルを借り改装し、現在に至っています。



建物の1階は作業所、2階は事務室、3階は9人分の居室、浴室、洗面所、トイレ、4階は4人分の居室とシャワー室とトイレ、食堂と厨房があります。食事は調理員2人が交代で三食を毎日提供しています。毎年100名を越える対象者が入退所しています。職員は24時間毎日対象者への対応のため働いています。

宿直員は、消灯後ときには対象者から携帯の音が煩いとか電灯を点けているとかの苦情や対象者同士のトラブルに対応します。毎朝5時に玄関を開錠し仕事に行く人を見送り、6時からの朝食の準備をします。たまに朝食の納豆や卵、ご飯が足りない場合補充し、米を研いで炊飯器にセットしています。

対象者の生活保護の決定が近くなると不動産会社やリサイクル業者の紹介、「だれでもスマホ」の購入や引越し荷物の運搬を手伝うことで喜ばれています。不動産会社との物件の遣り取りに先立ち保証会社の審査で行き詰まる人が多く、次に緊急連絡先が無い、携帯が無い人もいて、契約に漕ぎ着ける迄時間を要する人を多く見かけます。保証会社で躓いた場合本人の希望に合う不動産会社と交渉するよう勧めます。不動産会社の自社物件が空いていれば入居の可能性があるからです。また、賃貸住宅に入居中の人を訪問し体調を見て病院の紹介或いは同行したり、訪問理容業者に整髪を依頼するなどの見守りもしています。



今回は、広島県の施策である「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）において居住支援を行う法人である「特定非営利活動法人風の家」を取り上げさせていただきました。「風の家」は、居住支援だけではなく、矯正施設出所者もしくは生活保護受給者へたくさんのサポートをしておられます。

一例として↓

- ・入居前の支援（不動産業者の紹介、不動産店へ同行、契約手続きの支援・立会、引越手伝）
- ・入居後の支援（定期的または随時の見守り訪問、生活相談、緊急時の駆け付け対応）
- ・その他の支援（生活相談、カウンセリング、金銭管理、就労支援、生活指導、病院同行）等々

風の家HP <http://kazenoie.jp/wp/>

三原地区協力雇用主会

三原地区会長 坂 元 亨

三原地区協力雇用主会は平成9年5月16日に発足し、今年の6月で第27回の総会を迎えます。現在の会員数は39社となりましたが、会員の皆さんは協力雇用主としての自覚を胸に再犯防止の手助けと就労支援向上に向けて頑張ってもらっています。

又、4～5年前より尾道地区協力雇用主会様と交流させて頂いており、合同研修会とゴルフ大会を年に1回交代制で計画し協力雇用主としての研鑽と情報交換会を行っております。今年度の研修会は、尾道さんの担当で参加者15名にて尾道刑務支所と更生保護サポートセンターの2ヶ所で研修会が開催され、親睦ゴルフコンペを三原地区担当で参加者12名で楽しい一時期を過ごさせて頂きました。

今後も広島県就労支援事業者機構様・広島県保護観察所様・地区保護司会様のご指導を頂きながら、住みやすい町作りの為に貢献してまいります。宜しくお願い申し上げます活動報告とさせていただきます。



尾道刑務支所訪問

東地区協力雇用主会

東地区会長 西 岡 憲 廣



令和5年度定期総会での講和

広島東地区協力雇用主会は、広島市の陸の玄関―広島駅新幹線口の北東部に位置する、人口12万人余りの住宅地に拠点を置き、会員数18社で活動しております。

一昨年の会長と事務局の交代に続き昨年は副会長2名が改選され役員の代謝を粛々と進めてきた所です。

毎年定期総会後に実施している研修会に、令和5年度は来賓としてご臨席を頂いた広島保護観察所の小林淳雄所長から「私と就労支援」と題して講話を頂き、普段着のままの語りとその内容に出席者も共感し会場を大いに盛り上げて頂きました。

東地区協力雇用主会はこれからも、広島県就労支援事業者機構、東地区保護司会と連携して、対象者の就労を支えて参ります。

広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成されました。更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原大崎、尾道、三原、福山の13地区に設置されています。三種会員813社の協力雇用主のうち、266社の協力雇用主がそれぞれの地区会に加入しています。地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会への参加や、地区会で開催される各種行事の参加ができ、異業種間での交流を持つことができます。

地区の協力雇用主会に関心のある方は下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会にお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局（広島県就労支援事業者機構内） TEL 082-211-2240

コグトレ®を体験して

『ケーキの切れない非行少年たち』『どうしても頑張れない人たち』、これらの本を手にとった方は多いと思います。これらは、医療少年院に勤務されていた児童精神科医の宮口幸治先生の著書です。

この度、宮口幸治先生のご兄弟でもあり、共同で「コグトレプログラム=コグトレ」の開発をしている、広島大学大学院医系科学研究科の宮口英樹教授から、直接コグトレを受講する機会がありました。

コグトレ (COG-Tr) は、認知 (Cognitive) ・トレーニング (Training) の略称で、専門的な知識や技術がなくても実施することができる認知機能のトレーニングです。1日5分、パズルやゲームのような感覚で楽しみながら取り組むことにより、認知機能の向上が期待できます。

2019年以降、広島刑務所でもこの取り組みが行われており、コグトレは、就労移行準備指導の一環となっているようです。受刑者は、社会適応能力不足（認知機能・感情統制が低い、融通が利かない、不適切な自己評価、対人スキルの乏しさ、身体的不器用等）に該当していることが多いです。そのため、就労の継続が難しく社会に馴染めない「生きづらさ」を常に感じてしまいます。

今回、宮口先生のお話を直接聴くことができ、さらにコグトレも体験しました。

まずコグトレ棒を作ることから。参加者の皆さんと一緒に作りましたが、分業しながらの作業はコミュニケーションの一環にもなります。

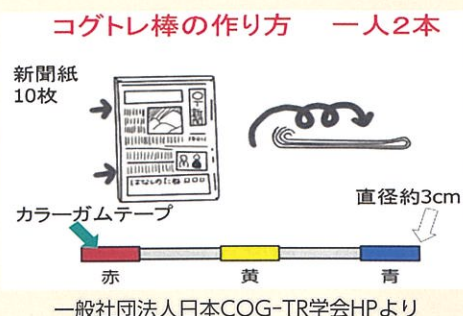
このコグトレ棒を投げたりキャッチしたりする運動（遊び?）が、なかなか難しい。相手を取りやすいように意識すれば受け取りがおろそかになってしまっていてポロリ。けれど、声を掛けながらスピードアップできるようになると達成感と一体感が生まれます。最初はコンビで、次に5～6人の班で輪になってレベルアップ。上手くいっても棒を落としても、ワイワイガヤガヤ賑やかになります。

ペーパーでのお題もありました。絵を見て登場人物の気持ちを想像する、解決策を提案してみる等々、様々なシチュエーションがあります。その後、自分の意見と周りの皆さんの意見を聞いて、話し合ったり発表したりして、自分にはない新たな発見も。

特に苦手だったのは、言葉で自分の動きを伝えるというお題。視覚に頼った日常を送っているのを、それを実際に言語化し相手に理解してもらうのがこれほど難しいとは！思わず身振り手振りしそうになりました。

コグトレは、特定の人達だけではなく、誰でもどの年代でも対象になると感じました。遊び心のある内容なので、楽しく実践できました。更生施設で行っている時のお話も興味深かったです。本当にありがとうございました！

一般社団法人日本COG-TR学会HP <https://cog-tr.net>



●事務局より

広島県就労支援事業者機構 理事会・総会のご案内

来る令和6年5月21日（火）午後1時より、広島県立総合体育館大会議室において「令和6年度広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。今後の活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

「就労支援ひろしま」第8号（年刊） 発行：令和6年3月

〈編集・発行事務局〉

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局 特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階
TEL&FAX 082-211-2240
<https://www.hiroshima-syuurou.jp/> E-Mail : info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

